

群馬県難聴児早期支援体制整備推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、群馬県難聴児早期支援体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、難聴児の早期発見・早期療育を推進し、難聴児及びその家族に対して切れ目のない支援を実現するために、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が難聴児の支援に関する施策の推進及び連携の強化を図る協議の場として、設置する。

(委 員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうち、15人以内の委員で構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 療育支援先関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 当事者団体
- (5) 聴覚障害者情報提供施設
- (6) 市町村行政関係者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第4条 協議会は、群馬県生活こども部児童福祉課長（以下「児童福祉課長」という。）が召集し、会務の総理、議長は児童福祉課長又は児童福祉課長の指名する者が行う。

(協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 難聴児の早期発見・早期支援に関すること
- (2) 難聴児の支援に係る関係機関の情報共有に関すること
- (3) 難聴児の支援に係る連携の強化に関すること
- (4) 難聴児の支援に関する施策の推進に関すること
- (5) 難聴児の支援に必要な事項

(会議)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(事務局)

第7条 事務局は生活こども部児童福祉課、健康福祉部福祉局障害政策課、教育委員会特別支援教育課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、児童福祉課長

がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。